

# 事務所便り

都城市八幡町 1-17

経営・労務管理 立山事務所

TEL0986-21-1813 Fax0986-21-1812

HP : <https://tateyama-sr.com>

29 年 6 月号

## 新潟県にて研修医の過労自殺認定

昨年話題となった『電通事件』以降、政府は長時間労働や過労死に対する対策を一層強化し、世間の注目度も大いに高まっています。5月31日に新潟労働基準監督署は、研修医の過労死認定を行いました。今回は病院においての過労死認定となり、人の命を救う職業である医師が自殺を図ってしまうという残酷な結果となってしまいました。

### 残業時間は最多で月に 251 時間

本件は、新潟市立病院の研修医が過労自殺してしまった、という事例でした。月平均の残業時間は 187 時間、最も多い月では 251 時間もの時間外労働があったと報道されています。

特に注目すべきは、やはり医療業という業種です。研修医ではあったものの、2015 年 4 月に同病院へ移ってから救急患者の対応として呼び出し勤務が急増したとのこと。病院であるため患者の命がかかっており、他業種と比べても大変**緊急・緊張性**の高い職業であることは事実です。しかしそれでも月 80 時間という過労死認定ラインは、超えてはならないボーダーラインです。長時間労働を余儀なくされてしまう業種・職種の場合、下記 2 点が長時間労働の要因であるように思われます。

- ①業務の**緊急性・緊張性**が非常に高い
- ②職業の専門性が極めて高く、業務量に応じた増員が簡単ではない。

この 2 点を考慮すると、業務量に合わせた人員の確保が困難であるため“仕方がない”という考え方に陥りがちです。しかし、それによって過労死や過労自殺という重大な労災事故が発生すると、会社の役員が書類送検・遺族からの民事損害賠償として多額の賠償責任が発生するなど、経営が傾くほどのダメージを受けることとなります。『仕方がない』ではなく、『どうしたら効率化・削減ができるか』について会社全体で取り組むことがこれまでより一層必要とされています。また、責任の範囲は会社のみならず、取締役が損害賠償の責任を負う可能性があります。取締役の賠償責任が認められた判例を紹介致します。

### 過労死認定判例（取締役の責任）

#### 【大庄ほか事件】（大阪高判平成 23 年 5 月 25 日判決）

<事実>

A は平成 19 年 4 月に Y1 会社に入社し、Y1 関連会社にて調理関係の業務に従事していたが、同年 8 月 11 日未明に急性左心機能不全により死亡した事例です。A の残業時間は下記の通りでした。

- 4 月：総労働時間 251 時間（うち時間外 78 時間）
- 5 月：総労働時間 251 時間（うち時間外 129 時間）
- 6 月：総労働時間 251 時間（うち時間外 105 時間）
- 7 月：総労働時間 251 時間（うち時間外 96 時間）

Y1 会社の 36 協定では、1 か月 100 時間、1 年間に 6 回、750 時間を限度として延長できるものとされており、実際に月の総労働時間が 300 時間を超えることが常態化していました。A の両親が Y1 会社に不法行為・債務不履行

(善管注意義務違反)として、また代表取締役社長 Y2 および取締役 Y3~Y5 に対しては不法行為または会社法 429 条 1 項に基づき損害賠償を請求しました。

#### <判旨>

請求棄却。取締役は、会社に対する善管注意義務として、会社が使用者としての安全配慮義務に反して、労働者の生命、健康を損なう事態を招くことのないよう注意する義務を負い、これを懈怠(けたい)して労働者に損害を与えた場合には会社法 429 条 1 項の責任を負うと解するのが相当である。

⇒本判例では、入社して 4 か月で過労死を招いてしまった会社と、取締役に対しても損害賠償を認めた判例です。賠償の根拠条文は下記会社法 429 条です。

**第 429 条** 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

## — 注目の助成金

### 三年以内既卒者助成金 ⇒ 特定求職者雇用開発助成金へ統合されます

#### 概要

以前、事務所便りにてご紹介いたしました【三年以内既卒者助成金】が、特定求職者雇用開発助成金へと統合されました。

#### 対象となる事業主

##### 【既卒者等コース】

◆既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者の通常の労働者として雇用したこと(少なくとも卒業または中退後 3 年以内の者が応募可能であることが必要です)

◆これまで既卒者を新卒枠で雇い入れたことがないこと

##### 【高校中退者コース】

◆高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後 3 年以内の者が応募可であることが必要です)

◆これまで高校中退者を高卒枠で雇い入れたことがないこと

#### 奨励金の支給額

支給額は下記の通りです。(対象者が 1 人限りまでに変更になりました)

企業区分	対象者 (助成金コース名)	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業	既卒者等コース	50 万円(※)	10 万円	10 万円
	高校中退者コース	60 万円(※)	10 万円	10 万円
それ以外の企業	既卒者等コース	35 万円(※)	—	—
	高校中退者コース	40 万円(※)	—	—

#### 申請の流れ

- (1) 初めて高卒既卒者・高校中退者を雇い入れ。
- (2) 支給基準日(雇入れ後 1 年経過)の翌日から 2 ヶ月以内に、必要書類を労働局へ提出

**お問い合わせは当事務所まで!**